

奈良県告示第八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の十六に規定する奈良公園バスターミナルレクチャーホールに係る使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社コングレ

所在地 大阪市中央区淡路町三丁目六番一三号

三 委託事務の取扱期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで